

## 「徳島教育大綱（仮称）」について

### 1 趣 旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、地方公共団体の長（知事）は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされたことから、本県においても、「徳島教育大綱（仮称）」を策定する。

### 2 基本的方針

教育基本法に基づき策定された国の「教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌した上で、本県の実情に応じ、今後において、知事部局と教育委員会の連携により推進する必要がある施策の方向性を「大綱」として定める。

### 3 期 間

平成27年度から平成30年度までの4年間

### 4 策定時期

平成27年秋頃

## 地方創生“拳県一致”協議会における意見聴取について

教育大綱については、国の教育振興基本計画を参酌した上で、**地域の実情**に応じ定めるとされています。

現在、県においては、「地方創生の加速」に向け、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の策定をはじめとした施策を強力に推進しているところであり、教育大綱においても、

- ・ 地方創生を担う人材の育成
- ・ 人口減少に立ち向かう教育のあり方

など「地方創生の視点」を盛り込むことが重要となります。

そこで、この視点を盛り込んだ「徳島ならではの」教育大綱を策定するため、この度、「地方創生“拳県一致”協議会」の委員の皆様から御意見をいただくものです。